

(案)

資料

神奈川県西部消防広域化協議会規約

目次

第1章 設立に関する基本的事項（第1条～第3条）

第2章 組織

第1節 構成等（第4条～第6条）

第2節 協議会の会議（第7条～第9条）

第3節 関係課長会議（第10条～第13条）

第4節 協議会事務局（第14条～第17条）

第3章 協議会の財務等

第1節 財務（第18条～26条）

第2節 監事（第27条）

第4章 補則（第28条）

附則

第1章 設立に関する基本的事項

(目的)

第1条 神奈川県西部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）は、県西地域における消防の広域化の実施に係る諸事項について協議調整することを目的とする。

(構成団体)

第2条 協議会は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「構成市町」という。）をもって構成する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 消防の広域化の実施に係る協議及び意見調整
- (2) その他、消防の広域化の実施に係る事業に関すること

第2章 組織

第1節 構成等

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、小田原市長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、南足柄市長がこれにあたる。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、構成市町の長をもってあてる。

(協議会の機関)

第6条 協議会に、関係課長会議及び協議会事務局を置く。

第2節 協議会の会議

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議は、協議会の事務に係る協議を行う。

(招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

(運営)

第9条 協議会の会議は、副会長及び委員を合わせた人数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議には、必要に応じて関係職員が出席することができる。
- 4 協議会の会議、その他会議の運営に必要な事項は、協議会の会議で定める。

第3節 関係課長会議

(組織)

第10条 関係課長会議は、次の会員をもって組織する。

- (1) 構成市町の広域行政所管課の長
 - (2) 協議会の事務に係る構成市町の関係所管課の長
 - (3) 協議会の事務に係る足柄消防組合の関係所管課の長
- (所掌事務)

第11条 関係課長会議は、協議会に報告する事項に関する協議、調整を行う。

(招集)

第12条 関係課長会議は、事務局長が招集する。

(運営)

第13条 関係課長会議は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 関係課長会議には、必要に応じて関係職員が出席することができる。
- 3 その他、関係課長会議の運営に必要な事項は、関係課長会議で定める。

第4節 協議会事務局

(組織)

第14条 協議会事務局は、事務局員により組織する。

- 2 事務局員は、小田原市企画部及び消防本部の職員をもってあてる。
- (事務局長及び副局長)

第15条 事務局に事務局長1人及び副局長2人を置く。

(所掌事務)

第16条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の運営管理及び構成市町間の連絡調整に関すること
- (2) 協議会の事務に係る資料の作成に関すること
- (3) 協議会の会議に関すること
- (4) 協議会の庶務に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項
(事務所の位置)

第17条 協議会事務局は、小田原市役所企画政策課内に置く。

第3章 協議会の財務等

第1節 財務

(経費負担)

第18条 協議会の事務に要する費用は、構成市町が負担する。

2 前項の規定により、構成市町が負担すべき額（以下「負担金」という。）は、協議会の会議において決定するものとする。

3 事務局は、会計年度開始後、前項の規定により、定められた負担金の納付に係る事務を執行するものとする。

(歳入歳出予算)

第19条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定による負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費を歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第20条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を年度開始前までに調製し、速やかに協議会の会議において議決を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第21条 協議会に係る既定予算の補正を認めるときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに協議会の会議の議決を経なければならない。

2 前項の規定により補正すべき額が決定したことにより構成市町に新たな負担金が生ずるときは、第18条の規定を準用する。

(予算の流用)

第22条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長が属する市町の例によるものとする。

る。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第23条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金は、事務局長が銀行その他の金融機関に預け入れて管理しなければならない。

(決算)

第24条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を作成し、第27条に定める監事の監査を経て、協議会の会議において承認を経なければならない。

(経理)

第25条 この規約に定めがあるものを除くほか、協議会の会計事務については、会長が属する市町の例による。

(解散後の収支)

第26条 協議会が解散した場合における事務の承継については、協議会の会議により定める。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が決算する。

第2節 監事

(監事)

第27条 協議会の会計事務に関する監査を行うため、協議会に監事1名を置く。

2 監事は、毎会計年度、協議会の決算を監査する。

3 監事は、会長及び副会長が属する市町以外の広域行政所管課の長のうちから、協議会の会議において委員の同意を得て、これを選任する。

4 監事の任期は、1年とする。

第4章 補則

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。